

一般社団法人 聖路加看護学会メーリングリスト管理運用規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人聖路加看護学会（以下、「本学会」という。）が本学会に関連する情報を本学会会員に一斉に配信するための「聖路加看護学会メーリングリスト」（以下、「ルカ学会 ML」という。）について、その適正な管理及び円滑な運用を行う目的で定めるものである。

(管理運用者)

第2条 第1条に定める目的を遂行するために、理事長の監督責任のもとに、ルカ学会 ML の管理責任者、管理者、運用技術者を置く。

- 2 管理責任者は、本学会広報担当理事が担う。
- 3 管理者は、本学会会員の中から管理責任者が委嘱する。
- 4 運用技術者は、情報システム専門技術を有する者の中から、管理責任者が委嘱する。
- 5 運用技術者は、管理者の指示に基づき、ルカ学会 ML の円滑な運用と維持管理を行う。

(誓約)

第3条 ルカ学会 ML の運用技術者は、本条の目的以外にルカ学会 ML に掲載された個人情報を利用しない旨の誓約を別表1の様式を用いて行う。

(利用媒体)

第4条 ルカ学会 ML はグループ名を「slnrml」とし、UMIN MiLion を利用する。

(配信情報の範囲)

第5条 本学会からの公式の告示の場とし、次に掲げる情報を本学会会員に一斉に配信する。

- (1) 本学会の定款の改正に関する告示
- (2) 本学会の年度会費に関する告示
- (3) 本学会の役員選挙に関する告示
- (4) 本学会定款の目的及び事業に基づく情報の提供
- (5) その他 理事会が必要と認めた事項

(配信者と受信者)

第6条 ルカ学会 ML への配信は管理者に、受信はルカ学会 ML 登録者に限定する。

- 2 登録者は、本学会から自動的に一斉配信された情報を受信できる。

(メールアドレスの登録)

第7条 本学会会員は、入会申込時にルカ学会 ML への登録手続きを行う。

- 2 ルカ学会 ML への参加費は徴収しない。利用に要する接続料・通信料は登録者の負担とする。
- 3 使用するメールアドレスは一登録者につき一個とする。
- 4 登録者は、管理者に依頼することにより、登録したメールアドレスを変更することができる。
- 5 登録者は、管理者に依頼することにより、自らの登録を任意に中止、あるいは再開することができる。
- 6 管理者は、登録者が会員でなくなった場合には、速やかに当該メールアドレスの登録を抹消しなければならない。

(登録者の義務)

第8条 登録者は、登録しているメールアドレスが使用不能となる場合には、事前に変更手続または抹消手続を行い、配信不能によるトラブルの防止に努めなければならない。

- 2 登録者は、登録しているメールアドレスへのアクセスが長期出張などで継続的に行えなくなる場合には、事前に第7条第5項の一時停止手続を行い、容量超過などによるトラブルの防止に努めなければならない。

(管理責任者の義務)

第9条 管理責任者は、本条各項の事項を遵守するために必要な技術情報の普及に努め、運用に支障を来さない限りにおいて適切な技術的手段を講じなければならない。

(運用の中断と再開)

第10条 管理者は、技術的な理由によりルカ学会 ML の運営が困難に陥った場合は、その運用を一時中断することができる。

- 2 管理者は、前項による一時中断を実施する場合は、緊急やむを得ない場合を除き、その旨を十分に予告するよう努めねばならない。
- 3 管理者は、第1項による一時中断を行うに至った事情が解消され、ルカ学会 ML の運用を再開するに支障が無いと認められるに至った場合は、速やかに再開しなければならない。
- 4 管理者は、本条による一時中断および再開を実施した場合は、速やかに理事会を通じて理事長に報告するとともに、その経緯を登録者に対して可能な限り十分に公告せねばならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附則

1. この規程は 2019 年 6 月 7 日から施行する。